

愛知県保険医協会 学生会員ニュースNo.80

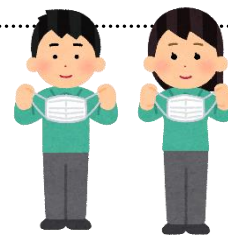
発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655 名古屋市昭和区妙見町 19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】 コロナが5類に変更されました。これまでコロナ患者の対応ができなかったクリニックにも対応が求められるなど現場の負担が心配です。みなさん、感染防止対策に心がけながら、学生生活を謳歌してくださいね。さて、今回は「医師の時間外労働の上限規制と宿日直許可」を取り上げます。



医師の時間外労働の上限規制～2024年4月から

働き方改革関連法で、時間外労働時間の上限は、2019 年 4 月から原則月 45 時間、年 360 時間とされました。医師については原則年 960 時間、地域医療確保の特例として年 1860 時間とされ、2024 年 4 月から適用されます。1860 時間は過労死基準の約 2 倍となります。医療の安全や過労死防止の観点から問題が残ります。医師の長時間労働に支えられきた日本の医療の在り方に一石を投じています。

		年間上限（休日含む）	休息時間の確保	都道府県への申請
A 水準（一般労働者と同程度）		960時間	努力義務	不要
特例	連携 B 水準（医師を派遣する病院）	（各病院で960時間上限） 1860時間	義務	必要
	B 水準（救急医療等）			
	C-1 水準（臨床・専門研修）			
	C-2 水準（高度技能の修得研修）			

※連携 B・B 水準は 2035 年で廃止。休息時間の確保は、勤務間インターバル確保、代償休息付与

特例申請と「宿日直許可」の取得に焦り

「宿日直許可」は、医師が夜間や休日に原則病院で待機する宿直・日直の時間を勤務時間に含めないとする労働基準監督署の許可です。

地域医療を担う中核病院などでは医師の確保は常に厳しい状況です。大学からの医師派遣がなければ、自院の医師のみで宿直・日直を回さなければならず、時間外労働の上限を超えてしまうため、地域医療の確保が困難になります。医師派遣を行う病院では、自院と派遣先の病院との時間外労働の合計が上限を超えないように、派遣先の病院に「宿日直許可」の対応を求めています。「宿日直許可」のない病院への派遣を断るケースが出てくる可能性もあります。

現状、特例を申請している病院は全体の 1 割になっています。その一方、「宿日直許可」を労働基準監督署に求める病院が多いようです。しかし、宿日直中に 1 時間に 10 人以上診察を行っているという実態もあります。勤務扱いに匹敵する労働であれば相応の報酬も必要です。「宿日直許可」が上限規制の抜け道にならないように、適切な基準で運用されることが求められます。

求められるのは医師不足解消と低診療報酬政策の転換

そもそも医師の過重労働は、医師養成数の抑制政策による医師不足（国は医師の「偏在」を問題にしています）と、低診療報酬政策に問題があります。医師の働き方改革のために、医療従事者の確保・増員とタスクシフトも求められます。コロナ対応や物価高騰などの影響もあり、経営は厳しい状況にあります。診療報酬はいわゆる公定価格のため、他の事業者と異なり価格転嫁できません。保険医協会では、国に対して「医師不足」を認めその解消へ抜本的な対策を行うこと、勤務医の労働条件を改善するための十分な診療報酬を保障することを要請しています。



学生会員ニュースバックナンバー
No.80
2023年5月号